

東京都「年収の壁を知る」 第3回オンラインセミナー

10/24 (木) 13:30~15:30

<講師>

近藤先生 (社労士)、板倉先生 (税理士)

<前半講義>

✓年収の壁とは？6つの壁について

✓社会保険のメリット

✓社会保険加入要件について

令和6年10月
より変更！

✓厚生年金の受益と負担について

そもそも、年収の壁とは？？

税金や社会保険料の負担が生じることにより、
手取り額が減少する可能性がある年収のボーダーライン

年収の壁を
超えちゃいそうだな・・・



社会保険料がかからないよう、
働く時間を抑える就業調整をしている方が
多くいらっしゃいます

<年収の壁における、6つの壁>

- 100万：**住民税課税**
住民税がかかりはじめる。
- 103万：**所得税課税**
所得税がかかりはじめる。
- 106万：**ご自身に**社会保険**加入義務が発生**
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。 **影響度 大**
- 130万：**配偶者の**社会保険**扶養から外れる** ※60歳以上の方は、180万
新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。 **影響度 大**
- 150万：**所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる**
配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。
- 201万：**所得税配偶者特別控除がなくなる**
配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。

<年収の壁における、6つの壁>

年収	妻の手取りに影響するもの			夫の手取りに影響するもの		
	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除	
100万円以下	かからない			受けられる	受けられない	
100万円超	かかる	かからない				
103万円超	かかる			受けられない	受けられる	
106万円以上						かからない
130万円以上						かかる場合あり(注)
150万円超				かかる(夫の扶養からも外れる)		
201万円超					受けられない	

<100万円の壁>

ご自身の給与に住民税がかかるようになります。

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）	1,000,000	1,010,000
b.社会保険料	0	0
c.所得税	0	0
d.住民税	0	8,000
e.控除合計（b+c+d）	0	8,000
f.手取り額（a-e）	1,000,000	1,002,000

住民税が発生

住民税分、
収入が減ります。

<103万円の壁>

ご自身の給与に所得税もかかるようになります。

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）	1,030,000	1,040,000
b.社会保険料	0	0
c.所得税	0	511
d.住民税	10,000	11,000
e.控除合計（b+c+d）	10,000	11,511
f.手取り額（a-e）	1,020,000	1,028,489

住民税に加え、
所得税も発生

所得税と住民税分、
収入が減ります。

<106万円の壁>

従業員数51人以上の会社にお勤めの場合、
ご自身も社会保険に加入することになり、社会保険料が発生します。

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）		1,050,000	1,060,000
b.社会保険料	b.社会保険料	0	157,764
	c.所得税	1,000	0
	d.住民税	11,000	5,000
e.控除合計（b+c+d）		12,000	162,764
f.手取り額（a-e）		1,038,000	897,236

社会保険料が発生
（年収の約15%）

所得税と住民税は
減る

手取り額が14万円
ほど減ってしまう

<130万円の壁>

従業員数51人未満の会社にお勤めの場合、夫の扶養から外れ、ご自身も社会保険に加入することになり、社会保険料が発生します。

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）	1,290,000	1,300,000
b.社会保険料	0	197,208
c.所得税	13,000	3,600
d.住民税	33,500	14,600
e.控除合計（b+c+d）	46,500	215,408
f.手取り額（a-e）	1,243,500	1,084,592

社会保険料が発生
（年収の約15%）

所得税と住民税は
減る

手取り額が16万円
ほど減ってしまう

<150万円の壁>

配偶者特別控除の段階的な縮小が始まります。

夫の給与にかかる所得税・住民税が少しずつ上がり始めます。

■ご自身の収入が150万円→151万円になった際の 配偶者（夫）の手取り額の変化

a.配偶者（夫）の収入	5,000,000	5,000,000
b.社会保険料	777,000	777,000
c.所得税	98,169	99,190
d.住民税	207,300	209,300
e.控除合計（b+c+d）	1,082,469	1,085,490
f.手取り額（a-e）	3,917,531	3,914,510

夫の年収は
変わらないと想定

所得税・住民税が
少しだけ増加

所得税・住民税の
増加分、収入が
減ります。

<201万円の壁>

配偶者特別控除が完全になくなります。
夫の給与にかかる所得税・住民税が少しだけ上がります。

■ご自身の収入が201万円→202万円になった際の 配偶者（夫）の手取り額の変化

a.配偶者（夫）の収入	5,000,000	5,000,000
b.社会保険料	777,000	777,000
c.所得税	132,526	135,589
d.住民税	237,300	240,300
e.控除合計（b+c+d）	1,146,826	1,152,889
f.手取り額（a-e）	3,853,174	3,847,111

夫の年収は
変わらないと想定

所得税・住民税が
少しだけ増加

所得税・住民税の
増加分、収入も
少し減ります。

＜前半講義＞

✓年収の壁とは？6つの壁について

✓社会保険のメリット

✓社会保険加入要件について

令和6年10月
より変更！

✓厚生年金の受益と負担について

<社会保険（狭義）の種類>

厚生年金

老齢・障害・死亡等
伴う稼働所得の減少
を補填し、高齢者・
障害者および遺族の
生活を所得面から
補償する。

健康保険

病気やけがをした
場合に、誰もが安心
して医療にかかること
ができるための保険

介護保険

加齢に伴い要介護
状態になった人を
社会全体で支える
ための保険

<社会保険加入メリット>

✓ 医療メリット

📺 1分で分かる! 動画はこちら >>>



① 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。*1



病気またはけがが発生

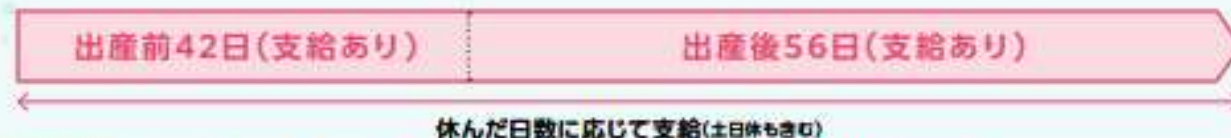


*1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間
給与の2/3の金額が受け取れます。*2



出産



*2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

出典：厚労省

<傷病手当金の支給例>

■ 計算例

標準報酬：126,000円の場合

$126,000円 \div 30 \times 2/3 = 1日あたり$ 2,800円

※最長1年6カ月の支給を受けることができる。

労務不能となって4日目からの支給となる。

■ 条件

- ・医師による、労務不能であることの証明
- ・会社による、給与を得られないことの証明 など

<厚生年金メリット>

☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、**年金額が増えます。**

加入前(国民年金のみ)

加入後(国民年金+厚生年金保険)



出典：厚労省

<厚生年金メリット>

<加入年数と年間給与額ごとの厚生年金年額表>

年間給与 加入年数	120万円	150万円	200万円
1年	6,000	7,700	10,400
5年	29,800	38,400	51,800
10年	59,700	76,700	103,500
15年	89,500	115,100	155,300
20年	119,400	153,500	207,100
25年	149,200	191,900	310,600

(単位：円)

出典：厚労省

例えば、年間給与額120万円で25年間厚生年金に加入すると・・・

基礎年金分816,000円に、**厚生年金分149,200円**が加算されます。

<参考> 老齢年金受給額イメージ

○平均受給月額（令和4年度末）

- ・国民年金加入者 56,316円
- ・厚生年金加入者 143,973円

⇒厚生年金に加入していれば、約9万円の月額年金収入の差となる。

⇒夫婦それぞれで受給できれば、30万円近い世帯月額収入となる。

65歳～89歳までの25年間の累計は、1億円近くに上る。

- ・<参考> 標準的なモデル夫婦世帯※ 230,487円

※平均的な収入で40年間働いた夫と、専業主婦（社会保険未加入）の世帯

<社会保険の保険料>

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.98%		11.58%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	5,788.4	2,894.2	6,716.4	3,358.2		
2	68,000	63,000	73,000	6,786.4	3,393.2	7,874.4	3,937.2		
3	78,000	73,000	83,000	7,784.4	3,892.2	9,032.4	4,516.2		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,782.4	4,391.2	10,190.4	5,095.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,780.4	4,890.2	11,348.4	5,674.2	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,379.2	5,189.6	12,043.2	6,021.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,978.0	5,489.0	12,738.0	6,369.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,776.4	5,888.2	13,664.4	6,832.2	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,574.8	6,287.4	14,590.8	7,295.4	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,373.2	6,686.6	15,517.2	7,758.6	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,171.6	7,085.8	16,443.6	8,221.8	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,970.0	7,485.0	17,370.0	8,685.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,968.0	7,984.0	18,528.0	9,264.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,966.0	8,483.0	19,686.0	9,843.0	31,110.00	15,555.00

自己負担額 (全額の1/2)

※協会けんぽの場合

11.58% (健康保険料) + 18.3% (厚生年金保険料) = 約30%

→この約30%を事業者と折半するため、自己負担額は報酬額の約15%となります。

※40歳未満の場合は、介護保険料負担がないため、約14%

<社会保険について>

ポイント☆

社会保険に加入すれば、
社会保険料はかかってくるものの、

傷病手当金や、将来の年金の増額のメリットを
享受することができ、
人生に「安心」と「安定」を得ることができます。

しかも、社会保険料の半分は、事業者負担となります。

＜前半講義＞

✓年収の壁とは？6つの壁について

✓社会保険のメリット

✓社会保険加入要件について

令和6年10月
より変更！

✓厚生年金の受益と負担について

＜パート従業員の社会保険加入条件＞

- ① 週の所定労働時間および月の所定労働日数が、常時雇用の従業員の4分の3以上である者

- ② 厚生年金加入従業員数51人以上の会社等にお勤めで、以下4つの要件をすべて満たす者
 - 1. 週の所定労働時間20時間以上
 - 2. 所定内賃金が月額8.8万円以上（残業代、通勤費は含まず）
 - 3. 2か月を超えて働く見込み
 - 4. 学生ではない

＜パート従業員の社会保険加入条件①＞

☑ 週の所定労働時間および月の所定労働日数が、
常時雇用されている従業員の4分の3以上である者

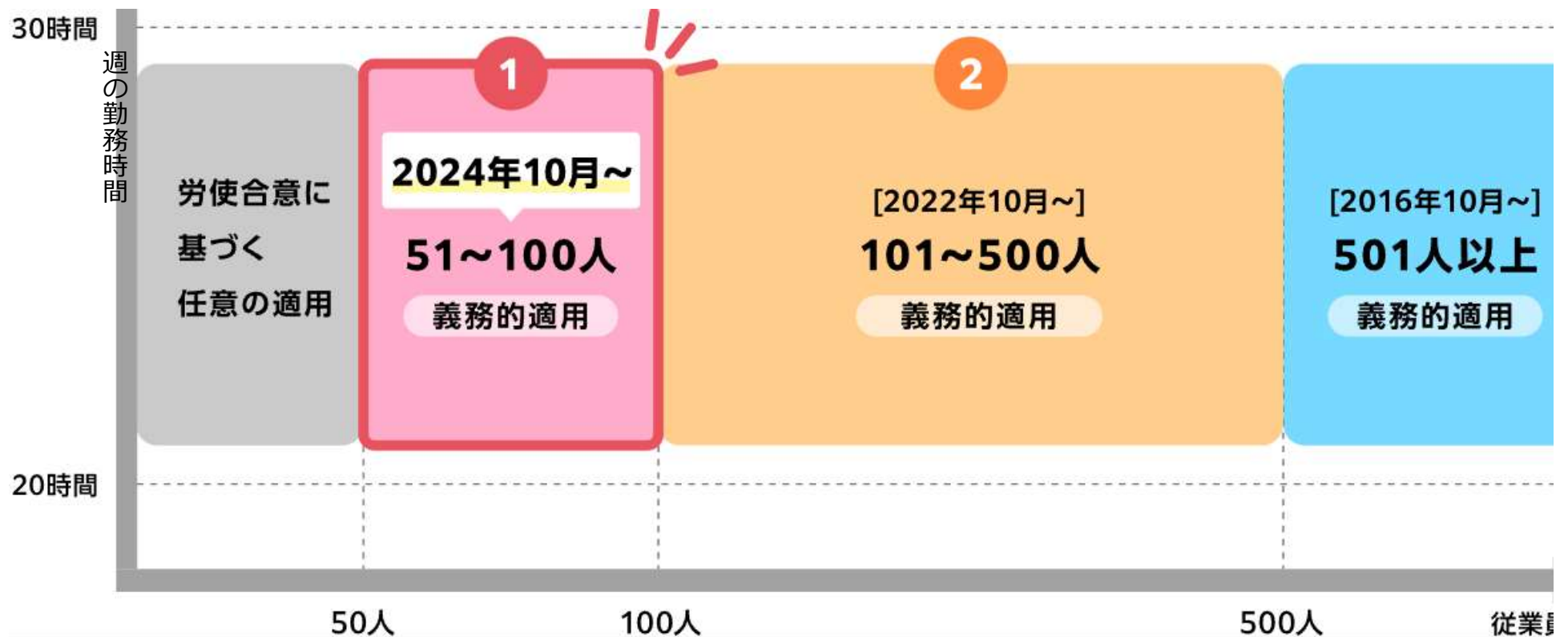
＜例＞ 正社員の所定労働時間が週40時間の場合

週40時間×3/4=30時間 となります。

⇒ 週30時間以上の方は、
社会保険に加入となる可能性が高いです。

<パート従業員の社会保険加入条件②>

事業者基準



出典：厚労省

今年10月から、従業員数※51人以上の事業者にお勤めの方も対象に。

※適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）

<パート従業員の社会保険加入条件②>

労働者の基準

check

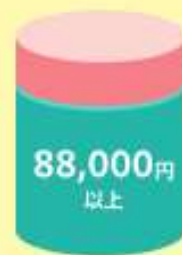
週の勤務時間が**20時間以上**



※残業時間は含みません。

check

給与が月額**88,000円以上**



含まれないもの

- ・残業代
- ・賞与
- ・通勤手当

残業代、賞与、通勤手当等は含みません

check

2ヶ月を超えて働く予定がある



check

学生ではない



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

<2025年は年金制度改革の年>

検証ポイント	方向性
厚生年金の対象	拡大（ほぼ全ての短時間労働者が対象に）
基礎年金の納付期間延長 （40年間→45年間）	今回は見送りか。
基礎年金の給付抑制制度（マクロ経済スライド）の早期停止	未定
在職老齢年金による年金減額分を緩和し、 高齢者の就労を促進	未定
保険料の基準額上限アップ	未定

**社会保険適用事業所のさらなる拡大の方向性が示されています。
51人未満の会社や、一部の個人事業主にも適用が広がる可能性があります。**

<国（厚労省）の支援策>

令和5.10～

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

出典：厚労省

<東京都の支援策>

令和
6年度

雇用関連諸制度に関する課題解決促進事業
「年収の壁」対策支援奨励金

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

東京都

事前エントリーは
こちら

[ホーム](#) [事業概要](#) [手続きの流れ](#) [募集要項](#)

「年収の壁」対策

配偶者の収入要件がある
家族手当を見直す企業に

奨励金を交付

女性の活躍を応援する企業を募集！



「年収の壁」の原因の一つとなっている「配偶者の収入要件がある家族手当」について、
手当見直し取組期間（3か月）のうちに、下記①から③のいずれかの見直しを行うこと。

- ① 配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する
- ② 配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える
- ③ 配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる

1 事業主
10万円
(1回のみ)

いわゆる配偶者手当を見直す企業に、10万円を交付します！

＜前半講義＞

✓年収の壁とは？6つの壁について

✓社会保険のメリット

✓社会保険加入要件について

令和6年10月
より変更！

✓厚生年金の受益と負担について

<厚生年金の保険料>

標準報酬額		報酬月額	厚生年金保険料 (自己負担分)
等級	月額		
1	88,000	83,000～93,000	8,052
2	98,000	93,000～101,000	8,967
3	104,000	101,000～107,000	9,516
4	110,000	107,000～114,000	10,065
5	118,000	114,000～122,000	10,797
6	126,000	122,000～130,000	11,529
7	134,000	130,000～138,000	12,261
8	142,000	138,000～146,000	12,993
9	150,000	146,000～155,000	13,725
10	160,000	155,000～165,000	14,640

※協会けんぽの場合

<保険料例>

- 時給1,200円×週25時間×月4週平均 とすると、
月収120,000円（年収換算1,440,000円）

前ページの表から、

標準報酬額：118,000円

⇒厚生年金保険料：10,797円

標準報酬額		報酬月額	厚生年金保険料 (自己負担分)
等級	月額		
5	118,000	114,000～122,000	10,797

※別途、健康保険料6,832円がかかります。

<年金支給開始繰り下げについて>

<支給を繰下げた場合の増額率>

請求時の年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
66歳	8.4%	9.1%	9.8%	10.5%	11.2%	11.9%	12.6%	13.3%	14.0%	14.7%	15.4%	16.1%
67歳	16.8%	17.5%	18.2%	18.9%	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.4%	23.1%	23.8%	24.5%
68歳	25.2%	25.9%	26.6%	27.3%	28.0%	28.7%	29.4%	30.1%	30.8%	31.5%	32.2%	32.9%
69歳	33.6%	34.3%	35.0%	35.7%	36.4%	37.1%	37.8%	38.5%	39.2%	39.9%	40.6%	41.3%
70歳	42.0%	42.7%	43.4%	44.1%	44.8%	45.5%	46.2%	46.9%	47.6%	48.3%	49.0%	49.7%
71歳	50.4%	51.1%	51.8%	52.5%	53.2%	53.9%	54.6%	55.3%	56.0%	56.7%	57.4%	58.1%
72歳	58.8%	59.5%	60.2%	60.9%	61.6%	62.3%	63.0%	63.7%	64.4%	65.1%	65.8%	66.5%
73歳	67.2%	67.9%	68.6%	69.3%	70.0%	70.7%	71.4%	72.1%	72.8%	73.5%	74.2%	74.9%
74歳	75.6%	76.3%	77.0%	77.7%	78.4%	79.1%	79.8%	80.5%	81.2%	81.9%	82.6%	83.3%
75歳	84.0%											

1カ月あたり0.7%の増額率

⇒60カ月(5年)繰下げ・・・42%増 120カ月(10年)繰下げ→84%増

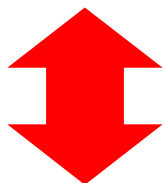
<厚生年金額のシミュレーション>

例) 年収120万円 15年間加入

⇒基礎年金等に乗せとなる受給額：89,500円/年

- 支給開始時の年齢と89歳までの累計受取額

- ・65歳 89,500円・・・2,237,500円（25年間）
- ・70歳 127,090円・・・2,541,800円（20年間）
- ・75歳 164,680円・・・2,470,200円（15年間）



- 厚生年金保険料

10,797円×15年間（180ヵ月） = 1,943,460円

<公的年金シミュレーションの紹介>

The image displays the public pension simulator app interface on a smartphone. The app shows a bar chart of annual pension income starting at 156 million yen from age 65. Below the chart are sliders for adjusting the current annual income (537 million yen), the age of retirement (60 years), and the age of receiving benefits (65 years). A QR code is shown on a separate phone, used for scanning to calculate the pension.

NEW!
公的年金
シミュレーター

「ねんきん定期便」
の二次元コードを
スキャンして
試算可能

厚生労働省 使い方動画 Q&A
あなたの年金見込み受給額
(万円) 156
60 65 70 75 (歳)
年金見込み受給額 65歳~.....156万円/年
今後の年取 537 万円 0 300 900
就労完了年齢 60 歳 60 65 70 75 以上
受給開始年齢 65 歳 60 65 70 75
*あなたの年金見込み受給額は生涯受給できます。

出典：厚労省

**ご自身の働き方や暮らし方の変化に応じて将来受け取る
年金額をカンタンに試算できます！**

<公的年金シミュレーションの紹介>

STEP-1 アクセス方法

「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンから読み込む



※「ねんきん定期便」がなくても、働き方・暮らし方を入力して試算できます。

STEP-2 生年月日を入力し、「試算する」をタップ



STEP-3 年金見込み額の表示

将来受給可能な年金見込み額がグラフで表示されます。

※スライダーを操作して、年金の受取り開始時期等を簡単に変更できます。

※最後に入力された年金の加入状況により、操作できるスライダーが異なります。



STEP-4 ライフプランに応じたシミュレーション

これからの働き方・暮らし方を入力して、様々なライフプランに応じた年金額を試算できます。



<公的年金シミュレーションの紹介>



年金額を
見える化
する

公 的 年 金
シミュレーター

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>



公的年金シミュレーター

使 い 方 H P

https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

出典：厚労省

ぜひご活用ください！

東京都による「年収の壁」に関する支援

無料

お気軽にご連絡
下さい！

「年収の壁」に関する個別相談窓口

「年収の壁」に関して電話やメール、オンラインにより相談できる窓口を設置し、
企業や個人の個別の事情に応じた相談を受け付けます。

回答は社会保険労務士、税理士、ファイナンシャルプランナーが対応！

開設期間

2024年5月9日(木)～2025年3月31日(月)

相談内容

個人の年収100万・103万・106万・130万・150万等、201万までの
「年収の壁」（税・社会保険等）に関する相談

対象者

・ 都内在住の方 ・ 都内勤務の方 ・ 都内企業（個人事業主含む）



電話で相談

☎ 0120-545-027

受付時間：平日 9:00～17:00

年末年始・祝日を除く

※1回あたり20分まで（回数2回まで）



メールで相談

✉ メール相談フォームはこちら

※2往復まで

※翌営業日にご返信します

（混雑等により遅れる場合があります。）



オンラインで相談

📅 オンライン相談予約はこちら

※1回あたり20分まで（回数2回まで）

＜後半講義＞

✓年収別これから「どうなる？」「どうする？」

✓個人事業主、ダブルワークの場合

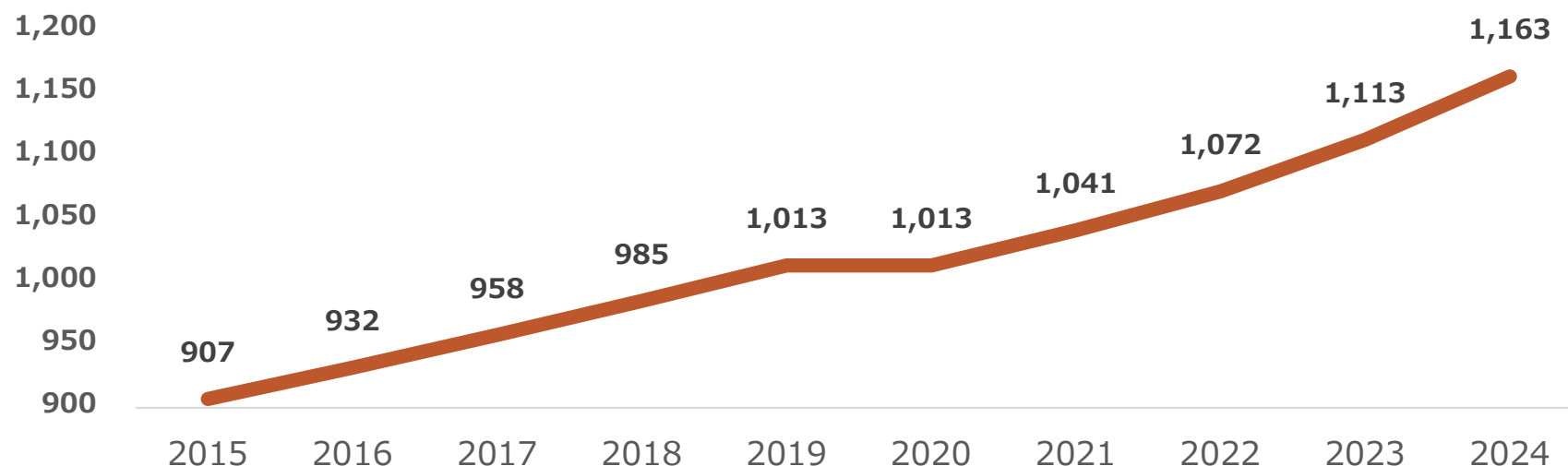
✓今後に向けたメッセージ

<最低賃金の上昇の影響について>

●最低賃金の上昇（令和6年10月～）

東京都：1,113円 → 1,163円（50円UP）

参考・東京都最低賃金の推移



毎年着実に上昇を続け、この面での処遇改善は進められています。
今後も上昇が続く可能性が高いです。（政府は2020年代中に1,500円に到達することを目指しています。）

<ケース① 年収100万円の方の場合>

■ 前提状況

- ・勤務先は、社保加入済み従業員数70名の中小企業
- ・社会保険は夫の扶養に入っていて第三号被保険者。
夫の会社の配偶者手当をもらいつつ、税金もかからないようにと、
年収100万円以下になるよう労働時間を調整している。
- ・今後、年金受給開始となる65歳まではずっと働こうと思っている。
- ・現在の働き方：年収100万円
時給1,200円 1日5時間 週3日程度（年間165日）勤務

<年収の壁における、6つの壁>

再掲

- 100万：**住民税課税**
住民税がかかりはじめる。
- 103万：**所得税課税**
所得税がかかりはじめる。
- 106万：**ご自身に**社会保険**加入義務が発生**
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。 **大** 影響度
- 130万：**配偶者の**社会保険**扶養から外れる** ※60歳以上の方は、180万
新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。 **大** 影響度
- 150万：**所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる**
配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。
- 201万：**所得税配偶者特別控除がなくなる**
配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。

<ケース① 年収100万円の方の場合>

これからどうなる？

<<手取り収入は？>>

- 社会保険に加入する義務はないため、基本的には変わりません。
- 夫の配偶者手当は、今後縮小、廃止に向かう可能性が高いです。

<<健康保険は？>>

- こちらも変わりません。夫の社会保険の保険証が引き続き利用できます。
- ただ、ご自身で加入する場合のメリットである傷病手当金と出産手当金も対象外のままとなります。

※P20参照

<<将来の年金年額は？>>

- 基礎年金のみの受給となり、厚生年金による上積みはありません。
 - ◆基礎年金分：年間 約81万円 （満額の場合）

<ケース① 年収100万円の方の場合>

これからどうする？

□ 選択肢1:このままの労働時間を維持

⇒手取り収入は維持できますが、社会保険未加入のままとなり、社会保険のメリット確保や将来の年金額の上積みはできません。

□ 選択肢2:可能な範囲で労働時間を増やし、社会保険に加入。

⇒例えば年収120万円まで労働時間を増やせば（1日1時間程度増やせば）、社会保険料を支払っても手取り収入は維持されます。また、社会保険に加入するため傷病手当金などのメリットが受けられるようになるほか、将来の年金額が上積みされます。

※上積みとなる年金年額と89歳までの25年間累計額の目安

-45歳だと 年間 約12万円・・・累計300万円

-50歳だと 年間 約 9万円・・・累計225万円

-55歳だと 年間 約 6万円・・・累計150万円

<厚生年金メリット>

再掲

<加入年数と年間給与額ごとの厚生年金年額表>

年間給与 加入年数	120万円	150万円	200万円
1年	6,000	7,700	10,400
5年	29,800	38,400	51,800
10年	59,700	76,700	103,500
15年	89,500	115,100	155,300
20年	119,400	153,500	207,100
25年	149,200	191,900	310,600

(単位：円)

出典：厚労省

例えば、年間給与額120万円で25年間厚生年金に加入すると・・・

基礎年金分816,000円に、**厚生年金分149,200円**が加算されます。

<ケース② 年収120万円の方の場合>

■ 前提状況

- ・勤務先は、社保加入済み従業員数70名の中小企業
- ・今まで社会保険は夫の扶養に入っていて第三号被保険者だったが、3か月ほど前に会社から、「制度が変わるから、このままだと社保に加入してもらうことになりますね」と言われ、これから働く時間を短くするべきかどうか迷っている。
- ・今後、年金受給開始となる65歳まではずっと働こうと思っている。
- ・現在の働き方：年収120万円
時給1,200円 1日5時間 週4日程度（年間200日）勤務

<年収の壁における、6つの壁>

再掲

- 100万：**住民税課税**
住民税がかかりはじめる。
- 103万：**所得税課税**
所得税がかかりはじめる。
- 106万：**ご自身に**社会保険**加入義務が発生**
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。
- 130万：**配偶者の**社会保険**扶養から外れる** ※60歳以上の方は、180万
新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。
- 150万：**所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる**
配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。
- 201万：**所得税配偶者特別控除がなくなる**
配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。

影響度

大

影響度

大

<ケース② 年収120万円の方の場合>

これからどうなる？

<<手取り収入は？>>

- 社保に加入し、保険料を負担することになるため手取り収入は減少します。

年収120万円－社会保険料約18万＝102万円

<<健康保険は？>>

- ご自身で加入することになるため、会社から支給される健康保険証で医療機関等にかかることとなります。

(今までの保険証は夫の会社に返納します)

- また、メリットとして、傷病手当金と出産手当金の対象となります。

※P20参照

<ケース② 年収120万円の方の場合>

これからどうなる？

<<将来の年金年額は？>>

- 社保加入で基礎年金に加え、厚生年金部分も生涯にわたり受給できます。

◆基礎年金分：年間 約81万円（満額の場合）に加え、

◆厚生年金分：

65歳まで勤務を続けるとすると、

- ・現在45歳だと年間 約12万円が上積み・・・累計300万円
- ・現在50歳だと年間 約 9万円が上積み・・・累計225万円
- ・現在55歳だと年間 約 6万円が上積み・・・累計150万円

※上記いずれも65歳受け取り開始

※ご自身の細かい年金額は、「公的年金シミュレーション」でご確認いただけます。

<ケース② 年収120万円の方の場合>

これからどうする？

- **選択肢1:労働時間を減らし、年収を106万円以内に落とす。**
⇒社会保険未加入のままとなり、社会保険料は引かれませんが、傷病手当金などのメリットや、将来の年金額の上積みは得られません。また、もちろん年収は120万円から下がります。

- **選択肢2:このままの労働時間を維持。**
⇒手取り収入は18万円ほど減りますが、社会保険に加入するため、傷病手当金などのメリットが受けられるほか、将来の年金額が上積みされます。（前ページのとおり）

- **選択肢3:可能な範囲で労働時間を増やし、手取り収入も維持。**
⇒例えば年収145万円まで労働時間を増やせば（1日1時間程増やせば）、社会保険に加入して傷病手当金などのメリットや将来の年金上積みを確認しつつ、手取り収入も維持できます！

<ケース③ 年収140万円の方の場合>

■ 前提状況

- ・勤務先は、社保加入済み従業員数70名の中小企業
- ・既に社会保険には加入している。人手が不足している会社から、「もう少しシフトを増やしてほしい。」と頼まれている。
子どもが手が離れてきたので検討してもよいと思っているが、年収の壁により世帯収入が減ってしまう働き損はしたくない。
- ・今後、年金受給開始となる65歳まではずっと働こうと思っている。
- ・現在の働き方：年収140万円
時給1,200円 1日6時間 週4日程度（年間195日）勤務

<年収の壁における、6つの壁>

再掲

- 100万：**住民税課税**
住民税がかかりはじめる。
- 103万：**所得税課税**
所得税がかかりはじめる。
- 106万：**ご自身に**社会保険**加入義務が発生**
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。 **影響度 大**
- 130万：**配偶者の**社会保険**扶養から外れる** ※60歳以上の方は、180万
新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。 **影響度 大**
- 150万：**所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる**
配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。
- 201万：**所得税配偶者特別控除がなくなる**
配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。

<ケース③ 年収140万円の方の場合>

これからどうなる？

《手取り収入は？》

- これまでと変わりません。

《健康保険は？》

- これまでと変わりません。
傷病手当金等のメリットを確保できます。

《将来の年金年額は？》

- これまでと変わらず、基礎年金に加え、厚生年金部分も生涯にわたり受給
できます。

<ケース③ 年収140万円の方の場合>

これからどうする？

□ **選択肢1:このままの労働時間を維持。**

⇒基本的に今までと変化はありません。傷病手当金や将来の年金上積みを確保できます。(前ページのとおり)

□ **選択肢2:可能な範囲でシフト(労働時間)を増やす。**

⇒年収150万円を超えると、夫の給与にかかる配偶者特別控除額が段階的に減っていき、夫の税金が少しだけ増えます。つまり“働き損”が少しだけ発生することになります。

ですが、基本的にはそれにより世帯年収が減ることはありません。会社の期待に応え、ご自身のキャリアアップのためにも、可能な範囲でシフトを増やしてみてもいかがでしょうか。

<従業員数51人未満の会社にお勤めの場合>

- 令和6年10月現在、前掲の加入条件②の対象外です。
つまり基本的には加入条件①のみが、社会保険加入有無を決めます。
- そのため、健康保険や年金は、今までと基本的には変わりありません。
- ですが、社会保険適用事業者の拡大の方向性は今後も続く可能性があるため、**加入条件②の対象に含まれる時がくることを想定しておくことが重要です。**

＜パート従業員の社会保険加入条件＞

再掲

- ① 週の所定労働時間および月の所定労働日数が、
常時雇用の従業員の4分の3以上である者

- ② 厚生年金加入従業員数51人以上の会社等にお勤めで、以下4つの要件をすべて満たす者
 - 1. 週の所定労働時間20時間以上
 - 2. 所定内賃金が月額8.8万円以上（残業代、通勤費は含まず）
 - 3. 2か月を超えて働く見込み
 - 4. 学生ではない

＜パート従業員の社会保険加入条件①＞

再掲

☑ 週の所定労働時間および月の所定労働日数が、
常時雇用されている従業員の4分の3以上である者

＜例＞ 正社員の所定労働時間が週40時間の場合

週40時間×3/4=30時間 となります。

⇒ 週30時間以上の方は、
社会保険に加入となる可能性が高いです。

<パート従業員の社会保険加入条件②>

再掲

事業者基準



出典：厚労省

今年10月から、従業員数※51人以上の事業者にお勤めの方も対象に。

※適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）

<2025年は年金制度改革の年>

再掲

検証ポイント	方向性
厚生年金の対象	拡大（ほぼ全ての短時間労働者が対象に）
基礎年金の納付期間延長 （40年間→45年間）	今回は見送りか。
基礎年金の給付抑制制度（マクロ経済スライド）の早期停止	未定
在職老齢年金による年金減額分を緩和し、 高齢者の就労を促進	未定
保険料の基準額上限アップ	未定

**社会保険適用事業所のさらなる拡大の方向性が示されています。
51人未満の会社や、一部の個人事業主にも適用が広がる可能性があります。**

＜後半講義＞

✓年収別これから「どうなる？」「どうする？」

✓個人事業主、ダブルワークの場合

✓今後に向けたメッセージ

<個人事業主の場合>

- 個人事業主の方も、年間収入が130万円（60歳以上の方は180万円）未満であれば、配偶者の社会保険の扶養に入ることができます。※1

※1 年間収入額が、同一世帯の配偶者の半分未満あるいは、非同一世帯の配偶者からの仕送り額未満であることなど、要件あり。

- 年間収入が130万円（60歳以上の方は180万円）以上の場合には、ご自身で国民健康保険※2、国民年金に加入することになります。

※2 業界に特化した国民健康保険組合や、地方自治体で設置した組合の場合もあり。

- また、年金については、国民年金（基礎年金）保険料を支払いつつ、任意で「国民年金基金」や「個人型確定拠出年金」などに加入することができます。

<国民健康保険の保険料例>

総所得金額等	年間保険料 (※未就学児は32,800円)		1か月あたりの保険料 (※未就学児は2,733円)	
	介護なし (40~64歳以外)	介護あり (40~64歳)	介護なし (40~64歳以外)	介護あり (40~64歳)
0円	65,600円	82,100円	5,467円	6,842円
250,000円	65,600円	82,100円	5,467円	6,842円
500,000円	73,643円	91,655円	6,137円	7,638円
750,000円	102,368円	125,780円	8,531円	10,482円
1,000,000円	131,093円	159,905円	10,924円	13,325円
1,250,000円	159,818円	194,030円	13,318円	16,169円
1,500,000円	188,543円	228,155円	15,712円	19,013円
1,750,000円	217,268円	262,280円	18,106円	21,857円

※新宿区の令和6年度の例

<国民年金について>

◆保険料（令和6年度）：一律16,980円/月



付加年金制度について

国民年金の一般保険料に加えて**付加保険料（月々400円）を納めると老齢基礎年金（満額で約81万円）に付加年金が上乗せされます。**
付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

例) 付加保険料を240か月（20年間）納めた場合
上乗せ年金額：200円×240か月＝48,000円（年額）

※主な留意点

- ・納付を希望する場合には、手続きが必要です。
- ・国民年金基金との併用は不可

<ダブルワークをしている場合>

パターン	社会保険加入について
① 2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしていない。	<u>加入しない。</u>
② 片方の事業所のみ、社会保険加入条件を満たしている。	<u>その片方の事業所で加入する。</u> ※報酬月額も合算せず、片方の事業所での報酬月額のみが保険料の基準となる。
③ 2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしている。	<u>両方の事業所で加入し、健康保険証はどちらか片方を選択して発行する。</u> ※報酬月額は合算され、その合算額が保険料の基準となる。→その分、将来の年金額は増えます。

東京都による「年収の壁」に関する支援

無料

お気軽にご連絡
下さい！

「年収の壁」に関する個別相談窓口

「年収の壁」に関して電話やメール、オンラインにより相談できる窓口を設置し、
企業や個人の個別の事情に応じた相談を受け付けます。

回答は社会保険労務士、税理士、ファイナンシャルプランナーが対応！

開設期間

2024年5月9日(木)～2025年3月31日(月)

相談内容

個人の年収100万・103万・106万・130万・150万等、201万までの
「年収の壁」（税・社会保険等）に関する相談

対象者

・ 都内在住の方 ・ 都内勤務の方 ・ 都内企業（個人事業主含む）



電話で相談

☎ 0120-545-027

受付時間：平日 9:00～17:00

年末年始・祝日を除く

※1回あたり20分まで（回数2回まで）



メールで相談

✉ メール相談フォームはこちら

※2往復まで

※翌営業日にご返信します

（混雑等により遅れる場合があります。）



オンラインで相談

📅 オンライン相談予約はこちら

※1回あたり20分まで（回数2回まで）

＜後半講義＞

✓年収別これから「どうなる？」「どうする？」

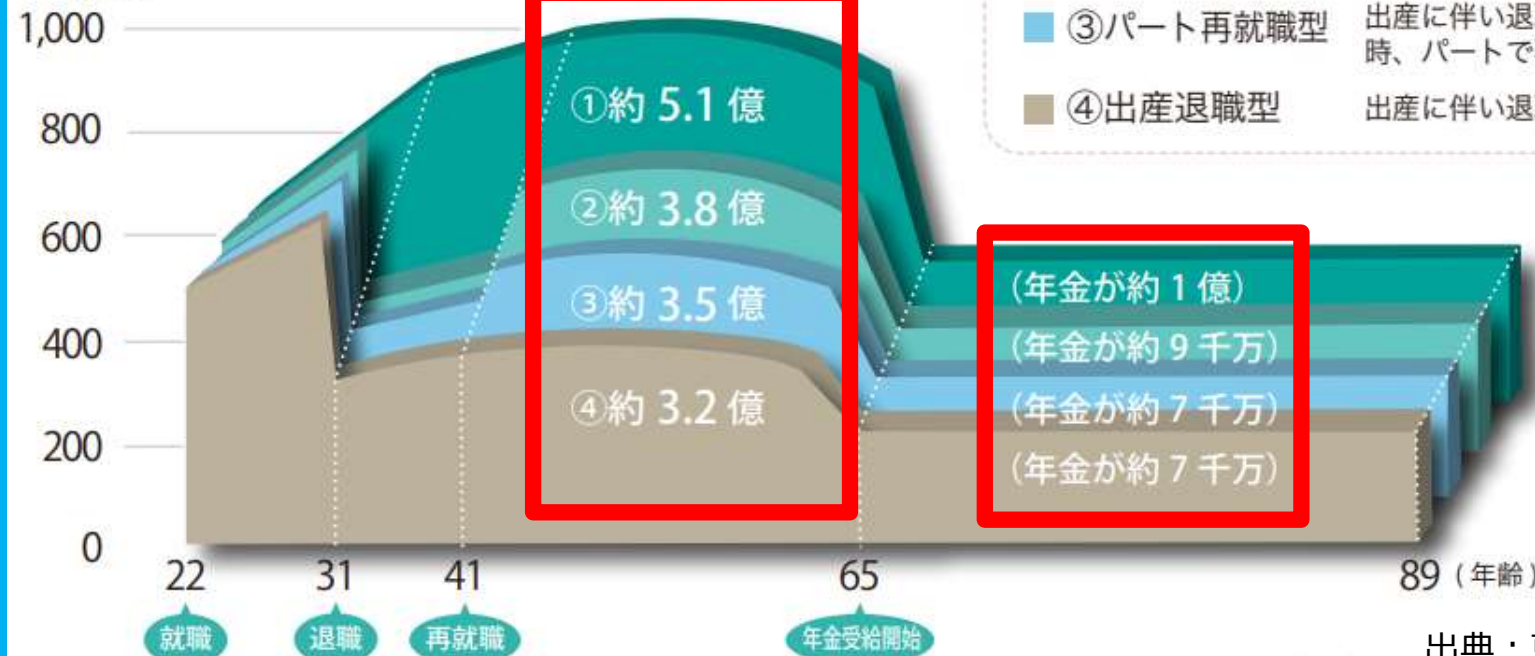
✓個人事業主、ダブルワークの場合

✓今後に向けたメッセージ

<就業パターン別 世帯の生涯収入について>

世帯の生涯収入(イメージ)

手取り年収
(万円)



【妻の働き方】 いずれも31歳で出産し、②～④は退職と設定

- ① 継続就労型 出産後育児し、同じ職場で働き続けた場合
- ② 再就職型 出産に伴い退職、育児期間を経て子が10歳の時、再就職した場合(年収300万円)
- ③ パート再就職型 出産に伴い退職、育児期間を経て子が10歳の時、パートで再就職した場合(年収100万円)
- ④ 出産退職型 出産に伴い退職し、再就職はなかった場合



出典：東京都暮らし方会議資料

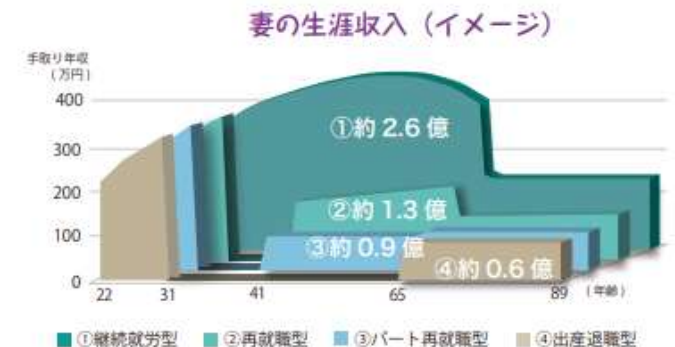
結婚や出産を機に一度退職しても、そのあとにパートも含めてまた働いて社会保険に加入することで、特に65歳以降の暮らしが豊かになります。

<就業パターン別 世帯の生涯収入について>

◆ 前ページの試算のうち、妻と夫それぞれで生涯収入を比較

◆ 妻が継続就労しない場合の夫の収入におけるメリットは33年間で最大約670万円

	世帯の 生涯収入 (億円)	妻の 生涯収入 (億円)	夫の 生涯収入 (億円)	うち配偶 者手当 (万円)	うち配偶 者控除分 (万円)	計 (万円)
①継続就労型	5.1	2.55	2.55	0	0	0
②再就職型	3.8	1.27	2.56	130	70	200
③パート再就職型	3.5	0.85	2.6	430	240	670
④出産退職型	3.2	0.6	2.6	430	240	670



出典：東京都暮らし方会議資料

妻が働くことにより得られる生涯収入に比べると、夫の配偶者手当や税金の配偶者控除から得られるメリットは、金額的にかなり小さいです。

しかも、今後配偶者手当はなくなる方向性にあります。

<参考・東京くらし方会議について>

東京女性未来
フォーラム

[トップページ](#)

[共同宣言](#)

[気運醸成イベント](#)

[女性活躍推進コラム](#)

[東京](#)

MEETING

東京くらし方会議について

東京都では、都民の働き方や生き方に関わる様々な社会の制度や会社組織の状況などについて、有識者との意見交換を通じて検討を進めるため、「東京くらし方会議」を設置しました。

「東京くらし方会議」

検索



<年収の壁を超えるメリット・デメリット>

メリット

- 社会保険に加入することで、将来の安心と安定を得ることができます。しかもその保険料は労使折半です。
- 職場でのキャリアアップや昇給、やりがいアップにつながる可能性があります。

デメリット

- 社会保険料や税金の増額分、手取り額が収入額から減ります。
- 配偶者のお勤め先から、いわゆる配偶者手当を受け取れなくなる可能性があります。
※配偶者手当は廃止の方向で見直しが進んでいます。

<今後に向けたメッセージ>

- ここまでみてきたように、現在の手取り収入額に大きく影響を与えるのは、社会保険に加入するか否かです。
- 折しも最低賃金は上昇し続けていて、年収を増やすための強力な追い風になっています。
- 社会保険に加入することを決めたら、あとは働ける分、または働きたい分、存分に働いて年収を増やしていくのが良いでしょう。
- 自分自身にとって最適な「ライフ・ワークバランス」をしっかりと考えて、年収の壁について正しく理解することで、それを実現するための働き方を見つけていきましょう！

